

銀保監会、《企業グループ財務公司管理弁法》を改定 財務公司の参入基準を引き上げ

銀保監会は 2022 年 10 月 13 日、《企業グループ財務公司管理弁法》（中国銀行保險監督管理委員会令 2022 年第 6 号、以下、新弁法）を公布しました。2006 年以來の改定となる新弁法は、2022 年 11 月 13 日より施行され、旧弁法（中国銀行業監督管理委員会令 2006 年第 8 号）は同時に廃止されています。

新弁法は、計 7 章 62 条から構成され、財務公司の設立条件、業務範囲、ガバナンス、監督管理などを規定しています。今般の主な改定内容としては、財務公司の設立条件の引き上げ、業務範囲の合理化、コーポレートガバナンスおよび監督管理指標の追加などがあります。

なかでも財務公司の設立条件については、財務公司の登録資本の最低限度額が従来の 1 億元から 10 億元に引き上げられました。また、財務公司設立を申請する企業グループの財務条件として、資産総額が従来の 50 億元から 300 億元、営業収入総額が 40 億元から 200 億元、税前利益総額が 2 億元から 10 億元にそれぞれ引き上げられました。

また、外資多国籍グループは、財務公司を直接設立もしくは中国国内の外資投資性公司経由で設立して、中国国内の企業グループのメンバー単体に金融サービスを提供可能なことが明確化されました。

<新弁法の概要>

1. 総則

財務公司 適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 2 条 本弁法でいう財務公司とは、企業グループの資金集中管理の強化および企業グループの資金使用効率の向上を目的として、企業グループのメンバー単体に金融サービスを提供する非銀行金融機関を指す 外資多国籍グループあるいは外資投資性公司が、その中国国内のメンバー単体に金融サービスを提供するために設立する外資財務公司是、本弁法の関連規定を適用する
その他の 定義	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 3 条 本弁法でいう企業グループとは、中華人民共和国国内において法に基づき登記し、グループの定款を共同行為規範とした、親会社・子会社・持分参加会社、およびその他メンバー企業あるいは機構と共同組成した企業法人の連合体を指す 本弁法でいうメンバー単位には以下を含む：親会社およびその持分を支配する株主の会社；親会社・持分支配会社が単独あるいは共同で、直接あるいは間接的に 20%以上の持分を支配する会社、あるいは直接の持分支配が 20%に不足するが最大株主の地位にある会社；親会社・持分支配会社の下部に属する事業単体法人あるいは社会团体法人 本弁法でいう外資多国籍グループとは、中華人民共和国国外において法に基づき登記する多国籍企業グループを指す。外資投資性公司とは、外資多国籍グループが中国国内において独資で設立した投資事業に従事する会社を指す。外資多国籍グループあるいは外資投資性公司是、本弁法の親会社についての関連規定を適用する

2. 参入基準の変更

※青字は新弁法による変更・追加部分

今般の改定では、参入基準が変更され、財務会社の設立および設立を申請する企業グループの条件のいずれもが厳格化されました。

(1) 財務会社の設立

旧弁法（廃止）	新弁法
<p>第6条 財務会社の設立は、銀監会に報告して批准を受ける必要がある。（後略）</p> <p>第9条 財務会社を設立する場合、下記の条件を備えていなければならない：</p> <p>(1) 企業グループの資金を集中管理する必要があるにあり、一定の業務規模に到達することが合理的に予測できること</p> <p>(2) ≪中華人民共和国会社法≫および本弁法の規定に合致する定款を有していること</p> <p>(3) 本弁法の規定に合致する最低限度額の登録資本金を有すること</p> <p>(4) 中国銀行業監督管理委員会の規定する就任資格に合致する董事・高級管理人員および規定比率の業務執行職員を有しており、リスク管理・資金集約管理などの重要ポジションに適切な専門人材がいること</p> <p>(5) コーポレートガバナンス・内部統制・業務オペレーション・リスク防止などの方面において完備された制度を備えていること</p> <p>(6) 要求に合致する営業場所・安全防止措置およびその他の施設を有していること</p> <p>(7) 中国銀行業監督管理委員会の規定するその他の条件</p> <p>第10条 財務会社を設立する場合の登録資本金は最低1億人民元とする。財務会社の登録資本金は、実際に払い込まれた人民元あるいはそれ相当の自由両替可能な通貨でなければならない（後略）</p> <p>第13条 財務会社の業務執行職員のうち金融あるいは財務業務への従事が3年以上の人員が総人数の2/3を下回ってはならず、5年以上の人員は総人数の1/3を下回ってはならない</p>	<p>第6条 財務会社の設立は、銀保監会に報告して批准を受けなければならない。<u>企業グループにつき社の財務会社設立しか設立することができない。</u>（後略）</p> <p>第7条 財務会社を設立する場合、下記の条件を備えていなければならない</p> <p>(1) 企業グループの資金を集中管理する必要があるにあり、一定の業務規模に到達することが合理的に予測できること</p> <p>(2) ≪中華人民共和国会社法≫および銀保監会の規定に合致する会社定款を有していること</p> <p>(3) <u>規定の条件に合致する出資者を有していること</u></p> <p>(4) 登録資本が一括払込通貨資本であり、<u>最低限度額が10億人民元あるいはそれ相当の両替可能な通貨であること</u>、銀保監会は、財務会社の発展状況および慎重性監督管理の必要に応じて、財務会社の登録資本金の最低限度額を調整することができる</p> <p>(5) 就任資格の条件に合致する董事・高級管理人員を有しており、併せてリスク管理・資金管理・<u>与信管理・決済</u>などの重要ポジションに<u>関連金融業務への従事経験が3年以上の人員が少なくとも各1名いること</u></p> <p>(6) 財務会社の業務執行職員のうち金融あるいは財務業務への従事が3年以上の人員が総人数の2/3を下回ってはならず、5年以上の人員は総人数の1/3を下回ってはならず、<u>かつ銀行業への業務従事経験が5年以上の高級管理人員を1名引き入れなければならない</u></p> <p>(7) 有効なコーポレートガバナンス・内部統制およびリスク管理体系を構築していること</p> <p>(8) <u>業務経営および監督管理の要求に相応しいIT体制を構築しており、業務経営のニーズ・安全面を支援かつコンプライアンスに準拠した情報管理体制を有しており、業務の持続的運営を保障する技術および措置を備えていること</u></p> <p>(9) 業務経営に相応しい営業場所・安全防止措置およびその他の施設を有していること</p> <p>(10) 銀保監会の規則にて規定するその他の慎重性条件</p>

(2) 財務会社の設立を申請する企業グループの条件

旧弁法（廃止）	新弁法
<p>第7条 財務会社の設立を申請する企業グループは、下記の条件を備えていなければならない：</p> <p>(1) 国家の産業政策に合致していること</p> <p>(2) 申請前の1年、親会社の登録資本金が8億人民元を下回らないこと</p> <p>(3) 申請前の1年、規定に基づく連結決算のメンバー単位の資産総額が50億人民元を下回らず、純資産率が30%を下回らないこと</p> <p>(4) 申請前の2年連続で、規定に基づく連結決算のメンバー単位の営業収入総額が毎年40億人民元を下回らず、税前利益の総額が毎年2億人民元を下回らないこと</p> <p>(5) キャッシュフローが安定しており、比較的大きな規模があること</p> <p>(6) 親会社が設立から2年以上であり、かつ企業グループ内部の財務管理および資金管理の経験があること</p> <p>(7) 親会社が健全なコーポレートガバナンスを備えており、法律規定違反行為が発生しておらず、直近3年に不良信用記録がないこと</p> <p>(8) 親会社が核心的メイン業務を有していること</p> <p>(9) 親会社に不適切な関連取引がないこと</p>	<p>第9条 財務会社の設立を申請する企業グループは、下記の条件を備えていなければならない：</p> <p>(1) 国家政策に合致しており、核心的なメイン業務を有していること</p> <p>(2) 企業グループ内部の財務および資金集中管理の経験が2年以上あること</p> <p>(3) 直近の会計年度末において、<u>総資産が300億人民元あるいはそれ相当の自由両替可能な通貨を下回らず、純資産が総資産の30%を下回らないこと；財務会社の持分支配株主となる場合、直近の会計年度末の純資産が総資産の40%を下回らないこと</u></p> <p>(4) 財務状況が良好であり、直近の2会計年度の<u>営業収入総額が毎年200億人民元あるいはそれ相当の自由両替可能な通貨を下回らず、税前利益の総額が毎年10億人民元あるいはそれ相当の自由両替可能な通貨を下回らないこと；財務会社の持分支配株主となる場合、さらに直近の3会計年度で連続して利益を上げていなければならない</u></p> <p>(5) キャッシュフローが安定しており、比較的大きな規模があり、<u>直近の2会計年度末の貨幣資金の残高が50億人民元あるいはそれ相当の自由両替可能な通貨を下回らないこと</u></p> <p>(6) <u>権益性投資の残高は、原則、当該企業の純資産の50%（今般の投資金額を含む）を超過してはならない；財務会社の持分支配株主となる場合、権益性投資の残高は、原則、当該企業の純資産の40%（今般の投資金額を含む）を超過してはならない；国务院の規定する投資会社および持分支配会社は除く</u></p> <p>(7) <u>経営が正常なメンバー単位数が50社を下回らず、財務会社を通じた資金集中管理およびサービス提供が確かに必要であること</u></p> <p>(8) 親会社が良好なコーポレートガバナンスあるいは有効な組織管理方法を備えており、不適切な関連取引がないこと</p> <p>(9) 親会社に良好な社会的名声・信用記録および納税記録があり、<u>直近2年以内に重大な法律規定違反行為がないこと</u></p> <p>(10) <u>親会社の直近の会計年度末の実収資本が50億人民元あるいはそれ相当の自由両替可能な通貨を下回らないこと</u></p> <p>(11) <u>親会社の出資資金が自己保有資金であること、委託資金・債務資金などの非自己保有資金により出資してはならない</u></p>

<p>外商投資性公司是、本条第 (1) (2) (5) (6) (7) (8) (9) 項の規定を適用するほか、申請前4年のその純資産は20億人民元を下回ってはならず、申請前の2年連続で税前利益の総額が毎年2億人民元を下回ってはならない</p>	<p>(12) 銀保監会の規則にて規定するその他の慎重性条件</p> <p>第10条 外資多国籍グループは、財務公司を直接設立することも、その中国国内において設立した外資投資性公司を通じて財務公司を設立することもできる。</p> <p>外資多国籍グループが財務公司を直接設立した場合、外資多国籍グループは、本弁法第9条第(1)(2)(8)(9)(10)(11)項の規定を適用する；その中国国内の投資企業の合算範囲内の収入・利益などの指標は、本弁法第9条第(4)(5)(6)(7)項の規定を適用し、同時に直近の会計年度末の純資産は120億人民元あるいはそれ相当の自由両替が可能な通貨を下回ってはならず、純資産は総資産の40%を下回ってはならない</p> <p>外資投資性公司を通じて財務公司を設立した場合、外資投資性公司是、本弁法第9条第(3)項以外の規定を適用し、同時にその直近の会計年度末の純資産は120億人民元あるいはそれ相当の自由両替が可能な通貨を下回らず、純資産は総資産の40%を下回らないこと</p>
--	---

3. 業務範囲の合理化

今般の改定では、主体として負うべき任務の強化、グループ内部への奉仕などを目的として、財務公司の業務範囲が変更されました。また、財務公司の対内的な基本業務と対外的な専門業務に区分したうえで、級別監督管理が実施されます。

旧弁法（廃止）	新弁法
<p>第28条 財務公司是、下記の一部あるいは全ての業務を經營することができる：</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) メンバー企業に対する財務および融資顧問・信用鑑定証明ならびに関連するコンサルティング・代理業務の取扱 (2) メンバー単位の取引代金受払の協力 (3) 批准を受けた保険代理業務 (4) メンバー単位に対する担保提供 (5) メンバー単位間の委託貸付および委託投資の取扱 (6) メンバー単位に対する手形引受および割引の取扱 (7) メンバー単位間の内部振替決済および相応する決済・清算プランの設計 (8) メンバー単位の預金の吸収 (9) メンバー単位に対する貸付およびファイナンスリースの取扱 	<p>第19条 財務公司是、下記の一部あるいは全ての人民元・外貨業務を經營することができる：</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) メンバー単位の預金の取扱 (2) メンバー単位の貸付の取扱 (3) メンバー単位の手形割引の取扱 (4) メンバー単位の資金決済および受払の取扱 (5) メンバー単位の委託貸付・債券引受・非融資性保証状・財務顧問・信用鑑定証明およびコンサルティング代理業務の提供

- (10) 銀行間コール取引への従事
 (11) 中国銀行業監督管理委員会が批准するその他業務

第 29 条 条件に合致する財務会社は、中国銀行業監督管理委員会に下記の業務への従事を申請することができる：

- (1) 批准を受けた財務会社の債券の発行
- (2) メンバー単位の企業債券の引受
- (3) 金融機関に対する持分投資
- (4) 有価証券投資
- (5) メンバー単位の製品の消費者信用貸付・バイヤーズクレジットおよびファイナンスリース

第 20 条 条件に合致する財務会社は、銀保監会およびその派出機関に下記の人民元・外貨業務の経営を申請することができる：

- (1) [銀行間コール取引への従事](#)
- (2) [メンバー単位の手形引受の実施](#)
- (3) メンバー単位の製品のバイヤーズクレジットおよび消費者信用貸付の取扱
- (4) [固定収益類](#)の有価証券投資への従事
- (5) リスクヘッジ類デリバティブ取引への従事
- (6) [銀保監会が批准するその他の業務](#)

4. その他の改定ポイント

監督管理指標の追加、リスクモニタリングの強化

- 手形引受・グループ外債・貸付比率などの監督管理指標の最適化・追加、財務会社が十分な流動性資産を蓄えるよう指導
- 対外業務の総額を厳格に抑制、対外業務のリスクモニタリング・識別・早期警戒を強化

コーポレートガバナンスおよび株主の持分に対する監督管理の強化

- コーポレートガバナンスおよび株主の持分に対する監督管理要求を追加、株主・実際支配者およびグループは、財務会社の業務経営への干渉不可、財務会社の特徴を踏まえたコーポレートガバナンスを構築し、財務会社の法人としての独立性を向上

リスク処理および市場退出メカニズムの完備

- 財務会社の解散および再開・処理計画の制定に関する内容を追加
- 財務会社が破産した場合の初期審査規定、破産更生のリスクの外部拡散を避けるための関連監督管理措置を明確化

以 上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心11階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● 上海浦西出張所

上海市長寧区興義路8号
上海万都中心12階 1、12、13号
TEL : 86-(21)-2219-8000

● 上海自貿試験区出張所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心15階15T21室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号
北京嘉里中心北楼16階1601号室
TEL : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● 蘇州工業園区出張所

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 国際大廈16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● 常熟出張所

常熟市高新技术産業開發区
東南大道33号 科創大廈8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● 昆山出張所

昆山市前進東路399号
台協国際商務広場2001-2005室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市下城区延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
申貿大廈4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記QRコードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。